第四号議案　平成 27 年度会費徴収に係る件

平成 27 年度の会費は月 400 円とし、4 月の定例会において 1 年分を一括して会計に納入するものとします。

なお、年度途中に入会した会員の会費は、入会月を含めた月数分を入会した月の定例会において、一括して会計に納入するものとします。また、年度途中に退会した会員の会費は返金しないものとします。

第六号議案　規約改正（案）について

第３章　役員

＜現行＞　（役員）

第９条　本会には、次の役員を置きます。

（１）代表１名、副代表１名、事務局長１名、会計１名、分科会担当役員２名、広報担当役員２名、監査１名

（２）役員は総会に於いて会員の中から選任する。

＜改正＞　（役員）

第９条　本会には、次の役員を置きます。

（１）代表１名、副代表１名、事務局長１名、事務局次長１名、会計１名、分科会担当役員２名、広報担当役員２名、監査１名

（２）役員は総会に於いて会員の中から選任する。

（３）（１）項の他に、代表は必要に応じて役員を追加することができる。

＜改正理由＞役員の増・減に関して、代表が必要と判断した場合には何時でも選任できるようにしたい。

第４章　総会

＜現行＞　（総会・役員会）

第 12 条　本会の会議は、総会、役員会とし代表が招集します。定期総会は原則として毎年５月に開催します。定期総会のほか必要に応じて臨時総会を開催します。総会、役員会は会員の総数の過半数の出席をもって成立するものとする。尚、委任状を提出した会員は出席数に含むものとします。

第 13 条　総会の決議事項は、出席会員の過半数をもって決し、賛否同数の時は、代表の決するところによる。

＜改正＞　（総会・役員会）

第 12 条　本会の会議は、総会、役員会とし代表が招集します。定期総会は原則として毎年５月に開催します。定期総会のほか必要に応じて臨時総会を開催します。総会は会員の総数の過半数および役員会は役員の総数の過半数の出席をもって成立するものとする。尚、委任状を提出した会員は出

席数に含むものとします。 （議決） 第 13 条　総会の決議事項は、出席会員の過半数をもって決し、賛否同数の時は、議長の決するところによる ＜改正理由＞会議の成立要件を総会と役員会に区分することと、総会の議決は議長の専決事項であることを明確にする。
第５章　会計 第 20 条の新設 ＜新設＞　（積立金） 第 20 条　本会は、次年度以降に支出することを目的として繰越金の一部を積立金として、次年度以降に繰り越すことができる。その場合には使用目的別に収入・支出・残高を総会において報告し、承認を得ることとします。 ＜新設理由＞５周年エッセイ集編集の製作のために積立金を実施することによる。